

豊田市立駒場小学校ほか3校太陽光発電設備取得事業

実施要綱

令和7年12月

豊田市

豊田市立駒場小学校ほか3校太陽光発電設備取得事業

実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、豊田市（以下「市」という。）が、豊田市立駒場小学校ほか3校太陽光発電設備取得事業（以下「本事業」という。）を実施するに当たり、民間事業者の技術やノウハウを最大限活用することで本事業の早期の整備実現を図るために必要となる、事業者の選定、基本協定の締結、当該事業者が整備した太陽光発電設備の購入について必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 太陽光発電設備 市内の小中学校4校（仕様書参照）に整備する太陽光パネル、パワーコンディショナー及び附帯設備を含めた、太陽光発電設備を稼働させるために必要な全ての設備をいう。
- (2) 事業者 太陽光発電設備の整備に関連する設計業務、工事監理業務、附帯する設備工事も含めた太陽光発電設備の整備を行い、市に販売することを目的とする事業者（個人、法人、団体及びこれらの連合体）をいう。
- (3) 実施要領 太陽光発電設備の購入先となる事業者を選定するため、事業日程、募集方法、費用負担、手続き、購入条件、提案書等に関する事項を定めたものをいう。
- (4) 仕様書 太陽光発電設備に求める性能、品質などの要求水準や施工条件などの各種条件に関する事項を定めたものをいう。
- (5) 提案書 市の募集に応じて、事業者が提出する太陽光発電設備に関する提案等を記載した書類をいう。
- (6) 提出書類説明書 提案書の作成に当たり、書類の作成方法及び様式を定めたものをいう。
- (7) 評価基準 事業者を適切に選定するためのものをいう。
- (8) 選定事業者 提案書を提出した事業者のうち、市が太陽光発電設備の購入先として決定した事業者をいう。
- (9) 基本協定 市と選定事業者による、太陽光発電設備の売買に関する基本的事項を定めた協定をいう。
- (10) 売買契約 市と選定事業者による、太陽光発電設備を売買するための契約をいう。
- (11) 要求水準 太陽光発電設備の設計業務、工事監理業務及び施工業務に求める最低限満たすべき水準をいう。

(事業の概要)

第3条 市は、事業者を公募し、提案書を評価して選定事業者を決定する。

- 2 市と選定事業者は、太陽光発電設備の売買契約に先立ち、基本協定を締結する。
- 3 市と選定事業者は、太陽光発電設備の整備に着手する前に売買契約を締結する。
- 4 選定事業者は、基本協定及び売買契約に基づき、市内の小中学校4校に太陽光発電設備を整備する。
- 5 市は、選定事業者が太陽光発電設備を整備後、買取検査を行い、太陽光発電設備の引渡しを受ける。

(事業者の資格要件等)

第4条 選定事業者は、市が定めた期間内に学校施設に太陽光発電設備を整備することができる企画力、技術力及び供給能力を有する者とし、募集時における事業者の構成、資格要件等は実施要領で定める。

(購入する太陽光発電設備の条件)

第5条 市が選定事業者から購入する太陽光発電設備は、次の各号に定める条件を満たすものとする。

- (1) 仕様書等に示す要求水準及び各種条件を満たすこと。
- (2) 本事業の事業費の総額は、実施要領に示す提案限度額を超えないこと。

(事業者の公募)

第6条 市は、この要綱に基づき、事業者が行う事業内容、応募の方法等を示す実施要領を定め、事業者を公募する。

- 2 市は、事業の実施に際し、太陽光発電設備として必要な性能を定めるとともに、事業者を選定するための評価基準を定める。
- 3 本事業に応募しようとする事業者（以下「応募者」という。）は、前2項に規定する事項及び本事業に関して、市に書面により質疑を行うことができる。

(応募の手続)

第7条 応募者は、期限内に参加表明書を市に提出しなければならない。

- 2 応募者は、実施要領を確認した上で提案書を作成し、期限内に市に提出しなければならない。
- 3 募集期間及び選定スケジュール等は、実施要領に記載する。
- 4 実施要領は、市のホームページにおいて公表する。
- 5 提案書の作成に関する費用については、すべて応募者の負担とする。

(選定事業者の決定)

第8条 市は、公正に選定事業者を選定するため、「豊田市立駒場小学校ほか3校太陽光発電設備取得事業選定委員会」（以下「選定委員会」という。）を設置する。

- 2 選定委員会は、提案書の内容について、施工の体制、事業期間、売買価格、履行の確実性、太陽光発電設備に関する提案及び事業者の能力、経験等を総合的に評価し、事業者を選定する。
- 3 市は、選定事業者を決定した後、その結果を公表する。
- 4 市は、事業者の選定過程において、応募者がいない場合、又は、いずれの応募者も実施要領で定める条件に満たない場合等、選定事業者の決定が困難であると判断した場合は、当該事業者を決定しないこととする。また、決定しない場合は、その旨を速やかに公表する。

(提案書の変更)

第9条 選定事業者は、基本協定を締結するまでの間に、提案書の錯誤の修正又は内容変更が必要となった場合には、直ちに市に申し出るとともに、市の承諾を得なければならない。

- 2 前項の修正、変更が選定事業者としての要件に影響を及ぼす場合、市は、選定事業者の決定を取り消すことができる。

(基本協定の締結)

第10条 市と選定事業者は、事業に着手する前までに書面により基本協定を締結する。

- 2 前項の基本協定において、次の各号に定める事項を記載する。
 - (1) 太陽光発電設備の概要、事業期間その他事業に関する基本的事項
 - (2) 売買見込価格及び売買契約に関する事項
 - (3) 市及び選定事業者の役割分担に関する事項
 - (4) その他、事業実施のために定めるべき事項
- 3 市と選定事業者は、締結した基本協定を変更する必要が生じた場合は、双方協議のうえ、変更協定書を締結する。

(売買契約の締結)

第11条 市と選定事業者は、設計図書が完成し、売買価格の合意が整ったときは、速やかに売買仮契約を締結する。なお、売買仮契約の締結に当たり、選定事業者は市に、市の指定する様式により売買価格の見積を提出することとする。

- 2 前項の売買仮契約において、次の各号に定める事項を記載する。
 - (1) 太陽光発電設備の概要、事業期間その他事業に関する事項
 - (2) 売買価格及び売買契約に関する事項
 - (3) 市及び選定事業者の役割分担に関する事項
 - (4) その他、事業実施のために定めるべき事項
- 3 市は、第1項の規定により締結した売買仮契約における売買価格が、豊田市議会（以下「議会」という。）の議決に付すべき財産の取得に該当する額であるときは、原則とし

て、売買仮契約締結後、速やかに議会に当該議案を提出する。なお、学校環境改善交付金の採択内示又は交付決定が下りなかつた施設は売買仮契約を締結できない。

4 市及び選定事業者は、前項の議案の可決後、速やかに売買契約を締結する。

5 市は、第3項の議案が議会で否決された場合は、売買仮契約を解除する。

(売買契約が締結できなかつた場合)

第12条 市及び選定事業者は、前条による売買契約を締結できなかつたときは協議し、基本協定を終了することができる。

2 市は、次の各号のいずれかに該当し、売買契約に至らなかつた施設の事前調査費等の支払については、第13条の規定を適用する。

(1) 豊田市議会の承認を得られなかつた場合

(2) 「学校施設環境改善交付金」の採択内示又は交付決定が下りなかつた施設がある場合

(3) 基本協定の終了が選定事業者の責によらない場合

3 第1項の規定による基本協定の終了が選定事業者の責による場合は、基本協定締結日から第1項の終了に至るまでに本事業実施のため選定事業者が要した費用は、すべて選定事業者の負担とし、選定事業者から市に対する請求はできないものとする。

4 第2項の規定は、対象施設の一部について売買契約が締結できなかつた場合に準用する。

(事前調査費等の支払)

第13条 基本協定書締結後に本事業実施のため選定事業者が要した費用は、選定事業者が設計図書等の成果物を提出した上で、市に対して当該成果物に係る費用を請求することができる。

2 前項の費用は、提案書に基づいた金額を根拠とし、協議により決定する。

(売買契約の変更)

第14条 市及び選定事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、協議により売買価格を変更することができる。

(1) 選定事業者の責めによらない理由で、市が特に認めるとき。

(2) 急激な物価変動があるとき。

(3) PCS容量に変更が生じたとき。

2 売買契約締結後における売買契約額の変更については、売買契約に定める。

(事業内容の調整)

第15条 市は、事業に関する必要な調整を行うため、選定事業者に、次の各号に定める資料の提出を求めることができる。

(1) 太陽光発電設備の設置に関する設計業務、工事監理業務及び施工業務に関するもの

(2) 太陽光発電設備の売買価格の内訳に関するもの

(3) その他、市長が必要と認めるもの

2 市は、選定事業者に対し、必要に応じて太陽光発電設備の設置進捗状況等の報告を求めることができるものとし、選定事業者は、遅滞なくこれに応じるものとする。

(資金調達)

第16条 選定事業者は、太陽光発電設備の整備に必要な一切の費用を負担するとともに、すべて自己の責任において必要な資金を調達しなければならない。

2 市は、選定事業者に対する保証、出資その他資金調達に対する財政上又は金融上の支援を行う義務を負わない。

(責任分担)

第17条 事業の実施における市と事業者のリスク分担については、次の各号を基本とし、仕様書（別紙4）に定めるものとする。

(1) 選定事業者が責任を持つ範囲は、以下のとおりとする。

- ア 提案書における事業者の提案
- イ 太陽光発電設備の調査・設計業務、工事監理業務及び施工業務
- ウ 引渡し前に生じた太陽光発電設備の損害
- エ 引渡し後の太陽光発電設備の品質保証

(2) 市が責任を持つ範囲は、以下のとおりとする。

- ア 市が実施要領等で示した条件等
- イ 市の指示、要請等に起因するもの
- ウ 法令の制定、改正等による新たな負担

(太陽光発電設備の完了報告)

第18条 選定事業者は、太陽光発電設備の整備が完了したときは、売買契約に定める書類を市に提出し、買取検査を受けなければならない。

(太陽光発電設備の買取検査)

第19条 市は、前条の書類の提出があった場合は、太陽光発電設備が仕様書等に示した条件に適したものであるかを確認するため、速やかに買取検査を行わなければならない。

(改善の指示)

第20条 設置が完了した太陽光発電設備が仕様書等に示した条件及び要求水準を満たしていない場合、市は、選定事業者に対し、相当の期限を定めて、その改善のための措置を講じるよう求めるものとする。

(太陽光発電設備の引渡し)

第21条 選定事業者は、すべての対象校が買取検査に合格した後、直ちに市に太陽光発電設備を引き渡すことができる。

2 本事業の全対象施設に係る太陽光発電設備の引渡しは、令和9年2月26日までに完了するものとする。

(代金支払い)

第22条 選定事業者は、太陽光発電設備の引渡し後に代金の請求を行うこととし、市は選定事業者に太陽光発電設備の代金を支払うものとする。

2 前項の規定に係らず、選定事業者が売買契約書に基づき太陽光発電設備の設置を段階的に完了したときは、市は、市及び選定事業者の協議に基づき、選定事業者に対し代金の一部を支払うことができる。

3 前項の場合における支払い割合、支払時期及び手続の詳細は、売買契約書に別で定める。

4 市は、契約の円滑な履行を図るため、必要と認める場合には、前払金を支払うことができるものとする。前払金の支払に関する条件、手続及び返還に関する事項は、売買契約書で定める。

(協定又は契約の解除)

第23条 市は、選定事業者が、基本協定又は売買契約（以下「基本協定等」という。）の解除要件に該当することとなった場合は、基本協定等を解除する。

2 選定事業者から基本協定等の解除の申出があった場合は、市及び選定事業者の責任に応じて必要な修復を講じることとし、修復することが困難である場合は、基本協定等を解除する。

3 前2項の解除により生じた損害の負担は、基本協定等に定めるものとする。

(紛争処理等)

第24条 基本協定等の解釈について疑義が生じた場合には、市と選定事業者は、誠意をもって協議を行う。

2 本事業に関する紛争については、名古屋地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所として処理する。

(著作権等)

第25条 本事業における提案書等の著作権は、応募者に帰属する。ただし、採用した提案書等の著作権は、本市に帰属する。また、公表、その他この事業に関し必要がある場合には、市はこれを無償で使用できるものとする。

2 選定事業者が本事業により作成する成果物に係る著作権の取扱いは、基本協定、売買契約に定めるものとする。

3 応募者は、提案書等に含まれる第三者の著作物について、公表、展示などの使用に関する当該第三者の承諾を得ておくこととする。

(一括委任又は下請負の禁止)

第26条 選定事業者は、本事業における太陽光発電設備の設計業務及び工事監理業務を一括して、第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

2 選定事業者は、工事の全部又は他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事を一括して、第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

(法改正への措置)

第27条 関係法令の改正等により、法制上又は税制上の措置が適用されることとなる場合は、選定事業者は、それに従い本事業を実施することとする。

(地位の承継)

第28条 選定事業者の地位の承継は、基本協定等に定める。

(その他)

第29条 この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年12月23日から適用する。